

あさのは

長岡赤十字病院健康だより

平成21年11月30日発行
 発 行：長岡赤十字病院
 長岡市千秋2丁目297-1
 電話 0258-28-3600
 ホームページアドレス
<http://www.nagaoka.jrc.or.jp/>



「あさのは文様」という麻の葉をデザインしたものがります。麻は丈夫で縁起がよく、健康を願って、昔から私たちの身のまわりの模様として使われてきました。
 これをお読みになる皆様の健康を願い、「あさのは」と名づけてあります。



予防医学 第1回 「禁煙について」

タバコが健康によくないことは以前から知られていましたが、最近までは真剣に考えていなかつた人が多いのではないでしょうか。非喫煙者にタバコの煙は不快なものだけではなく、その煙がとっても有害なものであることを知らない人も多いでしょう。わが国では、もともと国が専売していた歴史もあり、国家として禁煙対策は他の先進国に遅れていたため、国民にタバコの危険性が最近になって漸く浸透してきたようです。

「タバコは病気の原因の中で、最大の予防できる単一原因」とWHOによって指摘されています。タバコが原因、何らかの因果関係がある死亡数は、世界中で毎年250万人といわれています。がんによる死亡の3分の1、慢性閉塞性肺疾患による死亡の75%、冠状動脈心疾患による死亡の25%はタバコによるといわれています。肺がんでは、80~90%がタバコと何らかの関係があるといわれています。

さらに、本人は吸わないのに間接的にタバコの煙を吸う受動喫煙の被害も明らかになり、わが国では、受動喫煙によって年間2万5千人の方が亡くなっています（本人の喫煙が原因での死亡数は、年間8万5千人です）。

WHOは、喫煙を「精神作用物質による精神及び行動の障害」という病気の仲間に分類しています。つまり薬物中毒のことです。日本での保険病名は「ニコチン依存症」です。喫煙者は、タバコを吸う理由の一つとして「気持ちが落ち着くから」を挙げますが、実は知らず知らずにニコチンなしで精神の安定が維持できない中毒患者になっていた訳です。

最近では、本人が禁煙を希望する場合、病院で治療が受けられるようになりました。禁煙治療薬も優れたものが出てきています。しかし、一番重要なことは、禁煙する意志です。以前の統計ですが、喫煙者の6割近くが禁煙を試み、一度は失敗しているそうです。一人で禁煙するのは大変ですが、今は医師や看護師の応援を受けて禁煙に成功している人が増えています。禁煙を考えている人は是非、最寄りの医療施設の禁煙外来を受診してください。我々はみなさんを応援しています。

（呼吸器内科医師 江部）

「予防医学」とは、疾病の発生・経過とその原因を研究する学問で、病気になってから治すより、病気になりにくい心身を作るという考え方に基づく医学です。今号よりしばらく、この「予防医学」について、連載していきます。

がん診療連携拠点病院発!!

第3回 セカンドオピニオン外来

セカンドオピニオンという言葉を知っていますか？最近ではテレビなどで流れているので、きっと一度くらい耳にしたことがあると思います。ただ、それって何？と聞かれたらどう答えたらいいか、わからない方も多いかと思います。

他の医療機関に行って診察してもらうこと？ なんでしょうか…いいえ。

＜セカンドオピニオン＞は患者様が現在の主治医にかかりながら主治医以外の医師に、治療に関する意見を求めるものです。

相談を受けた医師はあくまで意見を言うだけで診療行為（薬の投与、処置、検査等）は行いません。したがって診療希望の場合はセカンドオピニオンとはならず通常の外来診療になります。

セカンドオピニオンは診療ではなく相談ですので、健康保険給付の対象とはならず全額自己負担（自費）になります。

当院では平成21年7月1日より、がん患者様の治療に関してのセカンドオピニオン外来を開設しました。

現在かかれている先生から、当院の病診連携室あてに紹介状と「セカンドオピニオン依頼書（FAX用）」を送っていただければ、こちらより御案内いたします。

【対象病名】 脳腫瘍 頭頸部がん 口腔・舌がん 肺がん 乳がん 消化器がん
卵巣がん 子宮がん 泌尿器がん 皮膚がん 血液悪性腫瘍

【料 金】 1時間まで15,750円 延長1回のみ30分 5,250円

※医療過誤および訴訟に関する相談はお受けできません。

(地域医療連携係 岡地)

「出産育児一時金の引き上げと支給方法の変更について」

今年の10月1日から出産育児一時金の引き上げとその支給方法の変更が行われました。変更の概要は次のとおりです。

○変更前：最高で380,000円が出産後保険者から払い戻しされる。（病院には全額支払い）



○変更後：出産費用総額から最高で420,000円を差し引いた額を病院で支払いする。

この変更により、出産費用を一旦病院に全額支払うために多額の現金を用意するといった経済的負担が軽減されることになります。また、ご自分で保険者に申請書を取りに行き、必要事項を記入してまた提出をしに行くといった煩雑な手間が無くなり、産科に用意してある『確認書』に氏名等を記入いただくだけで、この制度が利用できるようになったことも大きな利便性の向上と言えるでしょう。尚、出産費用の総額が42万円に満たない場合はその差額は保険者から支給されることになります。制度についてご不明な点がありましたら、ご加入の保険証発行元か産科窓口にお問い合わせください。

（第一医事課長 小柳）

■年末年始の休診のお知らせ■12月29日(火)～1月3日(日)まで休診となります。ご了承ください。